

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年10月18日

分任支出負担行為担当官近畿地方整備局  
大和川河川事務所長 林 雄一郎

### 1. 一般競争に付する事項

- (1) 調達案件の名称及び数量 小型自動車1台交換
  - ①仕様 別冊「仕様書」のとおり
  - ②数量 小型自動車1台交換
- (2) 調達案件の概要 入札説明書による
- (3) 納入期間 契約締結の翌日から平成26年3月5日まで
- (4) 納入場所 大阪府藤井寺市川北3-8-33  
近畿地方整備局 大和川河川事務所
- (5) 入札方法
  - ① 本件は価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。
  - ② 入札者は、車両費、輸送費、下取り価格（リサイクル料金を除く）、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル料金に加えて、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、車両費、輸送費及び下取り価格（リサイクル料金を除く）に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）の総額を入札書に記載すること。  
なお、入札者は入札書の内訳も入札書に同封すること。
  - ③ 電報及び郵送による入札は認めない。
  - ④ 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。  
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

### 2. 競争参加資格等

- (1) 競争参加資格
  - ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
  - ② 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

③ 平成20年度以降において、事業所等に対し当該購入物品（同等品を含む）の元請けとしての納入実績があることを証明した者であること。

同等品とみなすもの： 小型又は普通自動車・小型貨物自動車

④ 当該購入物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

⑤ 製作仕様書に記載された内容が、別冊仕様書の全ての項目を満たすこと。

⑥ 競争参加資格の確認及び技術審査に必要な技術資料（以下、「技術資料」という。）の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間がないこと。

⑦ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問い合わせ先  
〒583-0001

大阪府藤井寺市川北3-8-33

近畿地方整備局 大和川河川事務所 経理課 専門調査員

電話 072-971-1381（代）（内線216）

(2) 入札説明書の交付場所 上記3(1)に同じ

(3) 入札説明書の交付期間

平成25年10月18日（金）から平成25年10月29日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時00分から午後4時00分まで。

(4) 入札説明書の交付方法

書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は交付場所に問い合わせること。

(5) 技術資料の受領期限

平成25年10月29日（火） 午後4時00分

(6) 下見会の場所及び日時

日時：平成25年11月15日（金） 13時00分～17時00分

場所：大阪府藤井寺市川北3-8-33

近畿地方整備局 大和川河川事務所

(7) 入札書及び性能等証明書の受領期限

平成25年11月22日（金） 午後4時00分

(8) 開札の日時及び場所

平成25年12月4日（水） 午前10時30分

近畿地方整備局 大和川河川事務所 入札室

### 4. その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

- ① この競争に参加を希望する者は、所定の受領期限までに技術資料を上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。

なお、開札日の前日までの間において、分任支出負担行為担当官から技術資料の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。

- ② この競争に参加を希望する者は、封緘した入札書のほかに分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づいて環境性能、その他仕様書に定める要求要件に係る内容を記載した性能等証明書を作成し、これを入札書に添付して上記3(1)に示す場所に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から性能等証明書に関する説明をもとめられた場合には、説明しなければならない。

(4) 落札対象

性能等証明書は、分任支出負担行為担当官において仕様書に定める要求要件に基づき審査をするものとし、性能等証明書の合否については、開札日の前日までに連絡するものとする。

なお、合格した性能等証明書に係る入札書のみを落札対象とする。

(5) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札、入札の条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

次の要件に該当する者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。なお、総合評価点の最も高い者が2者以上ある時は、当事者にくじを引かせて落札者を決定する。

- ① 入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 入札者が提出した性能等証明書が分任支出負担行為担当官の審査の結果合格したものであること。

(8) 手続きにおける交渉の有無 無

(9) その他 詳細は入札説明書による。